

入札公告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、公告する。

令和6年（2024年）12月11日

下関市長 前田 晋太郎

1 件名

考古博物館展示室照明 LED 化改修委託業務

2 業務の内容

別添 考古博物館展示室照明 LED 化改修委託業務仕様書のとおり

3 委託期間

契約締結日～令和7年（2025年）3月31日まで

4 入札条件

条件付き一般競争入札

《入札参加条件》

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- （2）下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の大分類「電気・精密機器」に登録があること。
- （3）過去10年の間に、本市が発注する同様業務の契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行していること。
- （4）この公告の日から本業務の入札の日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- （5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立

て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消の決定を受けていない者を除く。）でないこと。

(6) 本業務に係る入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。

《条件付き一般競争入札に付する理由》

地方自治法施行令第167条の5の2による。

本業務は一般施設とは異なる文化財の収蔵・展示施設である博物館展示室の照明器具の改修業務であり、博物館の構造と特性を理解し、当該業務に精通した上で業務を実施することが求められるため。

5 入札参加資格の確認審査

入札参加資格の確認審査は、以下のとおりとする。

なお、入札保証金の免除を受けようとする者は、第8項の入札保証金の免除に係る書類を同時に提出すること。

(1) 提出書類

- ①入札参加資格確認申請書（様式1）
- ②入札保証金の免除を受けようとする者は入札保証金の免除に係る書類
- ③過去10年の間に、博物館・美術館等の展示室照明の改修等の業務を行った実績を証する契約書の写し（2件以上。契約日、相手方、委託の内容が確認可能な部分のみで可。）

(2) 提出方法

- ①持参
- ②郵送（書留郵便物に限る。申請書提出期限までに必着のこと。）

(3) 提出期限

令和6年（2024年）12月25日（水）17時00分

(4) 提出先

〒751-0866 下関市大字綾羅木字岡454 下関市立考古博物館内
下関市教育委員会教育部文化財保護課

(5) 審査結果

入札参加資格確認通知書（様式2）で通知する。

6 質問等

本業務に関する質問は、以下によること。

- (1) 提出書類 質問書（様式3）
- (2) 提出方法 ファクシミリ（番号083-254-3062）
- (3) 質問期限 令和6年（2024年）12月18日（水）17時00分
- (4) 回答 後日速やかに質問書提出者のみに書面で回答する。

7 入札日時等

- (1) 入札日時 令和7年（2025年）1月8日（水）10時00分
- (2) 入札場所 下関市立考古博物館 講堂
(住所：下関市大字綾羅木字岡454)
- (3) 入札方法 入札書（様式4）を前記(2)入札場所に持参すること。
郵便による入札は認めない。

8 入札保証金

下関市契約規則第5条による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

参加資格者が、次のいずれかに係る書類を提出した場合には、入札保証金を免除する。

- (1) 保険会社と契約した下関市を被保険者とする入札保証保険契約書の写し
- (2) 令和4年12月以降に国又は地方公共団体その他公共団体と締結した本業務と種類及び規模をほぼ同じくする業務の契約書の写し（2件以上。契約日、相手方、委託の内容が確認可能な部分のみで可。）
- (3) その他契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるとき。

9 その他

- (1) 入札参加申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、「入札参加資格確認通知書」を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）

までに書面を下関市教育委員会教育部文化財保護課に持参することにより、その理由について説明を求める事ができる。

- (2) (1) に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (3) 入札は、入札書（様式4）及び委任状（様式5）を使用すること。また、入札額は、消費税及び地方消費税を含まない額を記載すること。
- (4) 入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札及び、関係法令等に定める条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約の締結はできない。
- (6) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止し、または延期する場合がある。
- (7) 入札参加者が入札までに入札条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
- (8) 入札保証金の納付がない者又は入札保証金が不足する者の行った入札は無効とする。
- (9) 入札者が明瞭でない入札書又は入札金額の判読できない入札書によりなされた入札は無効とする。
- (10) 入札者の記名押印のない入札書又は住所の記載がない入札書によりなされた入札は無効とする。
- (11) 代理人でその資格がない者の行った入札又は1人で2人以上の代理として行った入札は無効とする。
- (12) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、消せるボールペンは使用しないこと。
- (13) 入札参加資格確認申請に係る費用は、全て申請者の負担とする。
なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返還しない。
- (14) 入札会場への入場は、1名までとする。
- (15) 本業務において得た入札参加資格は、本公告に定められた入札期日をもって、その効力を失う。